

大口町制施行60周年記念事業推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町制施行60周年記念事業の企画立案及び実施をするため大口町制施行60周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、推進委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 推進委員会は、町制施行60周年記念事業に関することを所掌する。

(組織)

第4条 推進委員会の委員の数は、町長が定めるものとする。

2 推進委員会の委員は、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第2号に規定するまちづくりの担い手から町長が委嘱する。

(役員)

第5条 推進委員会に次の役員を置く。なお、役員は委員の互選による。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき及び委員長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、帳簿類の取りまとめをし、推進委員会の経理を行う。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(任期)

第6条 推進委員会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

2 前項の任期中に委員が欠けた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条に規定する所掌事務についてその目的を達成した時点で、任期が満了するものとする。

(会議)

第7条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(経理)

第10条 推進委員会の経費は、大口町からの負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 推進委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日又はそれ以前に推進委員会の事業の完了とともに終わる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則（令和3年6月28日 大口町告示第91号）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。